

平成 16 年 11 月 12 日

各 位

奈良県磯城郡川西町大字吐田 150 番地 3
G M B 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 岡 信 夫
(コ ー ド 番 号 : 7 2 1 4)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 室 長 阪 口 有 一
(0 7 4 5 - 4 4 - 1 9 1 1)

公募新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 16 年 11 月 12 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社大阪証券取引所市場第二部への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行について

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 発行新株式の種類及び数 | 普通株式 450,000 株 |
| (2) 発行価額 | 未定 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、UFJつばさ証券株式会社、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱証券株式会社、高木証券株式会社、新光証券株式会社、岡三証券株式会社及びマネックス証券株式会社に全株式を買取引受させる。
なお、一般募集における価格（発行価格）は、今後の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 16 年 11 月 26 日（金曜日）（価格決定日）に決定するものとする。
ただし、発行価格決定の際に同時に決定される引受価額が発行価額を下回る場合、新株の発行を中止するものとする。 |
| (4) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受人より当社に払込まれる金額である引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込株数単位 | 100 株 |
| (6) 払込取扱場所 | 株式会社UFJ銀行 奈良支店 |
| (7) 証券会社申込受付期間 | 平成 16 年 12 月 9 日（木曜日）から
平成 16 年 12 月 14 日（火曜日）まで |
| (8) 払込期日 | 平成 16 年 12 月 16 日（木曜日） |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (9) 配当起算日 平成16年10月1日(金曜日)
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)について

- (1) 売出株式数 普通株式 450,000株
- (2) 売出価格 未定(売出価格は上記1.における新株式の発行価格と同一とする。)
- (3) 売出方法 U F Jつばさ証券株式会社に全株式を買取引受させる。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合は、株式売出しも中止する。
- (4) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 株券受渡期日 平成16年12月17日(金曜日)
- (7) 売出価格、その他この売出しに必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる株式売出し)について

- (1) 売出株式数 普通株式 135,000株
- (2) 売出価格 未定(売出価格は上記1.における新株式の発行価格と同一とする。)
- (3) 売出方法 U F Jつばさ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として賃借する当社普通株式の売出しを行う。
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合は、株式売出しも中止する。
- (4) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 株券受渡期日 平成16年12月17日(金曜日)
- (7) 売出価格、その他この売出しに必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当増資による新株式発行について

- (1) 発行新株式数 普通株式 135,000株
- (2) 発行価額 未定(公募新株式の発行価額と同一とする。)
- (3) 割当先および株式数 U F Jつばさ証券株式会社 135,000株
- (4) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (5) 払込期日 平成17年1月18日(火曜日)
- (6) 配当起算日 平成16年10月1日(金曜日)
- (7) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この第三者割当増資による新株式発行に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	450,000株
売出株式数	普通株式	
	引受人の買取引受による売出し	450,000株
	オーバーアロットメントによる売出し	上限135,000株(1)

(2) 需要申告期間 平成16年11月30日(火曜日)から
平成16年12月6日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 平成16年12月7日(火曜日)
(一般募集における価格(発行価格及び売出価格)は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集期間 平成16年12月9日(木曜日)から
平成16年12月14日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成16年12月16日(木曜日)

(6) 配当起算日 平成16年10月1日(金曜日)

(7) 受渡期日 平成16年12月17日(金曜日)

(1) オーバーアロットメントによる売出しは、公募及び売出しに伴い、投資家の需要状況を勘案し、UFJつばさ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として賃借する当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成16年11月12日開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成17年1月18日を払込期日として行うことを決議しております。

また、UFJつばさ証券株式会社は、上場(売買開始)予定日(平成16年12月17日)から平成17年1月13日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借した株式(以下「賃借株式」という。)の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、UFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引に係る賃借株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、UFJつばさ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,762,440株
公募増資による増加株式数	450,000株
増資後の発行済株式総数	5,212,440株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3．増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 1,156,100,000 円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。設備投資については、当社奈良工場の生産設備及び更新並びに新工場用地の取得費に充当する予定であります。

4．株主への利益配分等

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

5．販売の基本方針

販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格もしくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。